

## 横浜市国際学生会館の指定管理者の指定について

横浜市国際学生会館は平成 18 年度から指定管理者制度を導入しておりますが、平成 25 年 3 月 31 日で第二期が終了しますので、第三期指定管理者を指定します。

### 1 指定候補者の選定について

公募により 3 団体から応募があり、横浜市国際学生会館選定評価委員会において審査した結果、指定候補者として「公益財団法人横浜市国際交流協会」を選定しました。

### 2 指定管理期間（第三期）

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### 3 施設概要

- |  |   |
|--|---|
| (1) <u>所在地</u>                         | 横浜市鶴見区本町通 4-171-23  |
| (2) <u>開設日</u>                         | 平成 6 年 5 月 1 日  |
| (3) <u>設置目的</u>                        | 外国人の留学生、研究者等に宿泊施設を提供するとともに、市民の国際理解の増進に寄与すること。   |
| (4) <u>居室種類</u>                        | 単身室 (18 m <sup>2</sup> ) 95 室、家族室 (38 m <sup>2</sup> ) 10 室、研究者室 (38 m <sup>2</sup> ) 5 室 臨時宿泊室 (18 m <sup>2</sup> ) 5 室 合計 115 室 |
| (5) <u>入居者国籍等</u> (平成 24 年 12 月 1 日現在) | 中国 56 人、韓国 15 人、ベトナム 5 人等 合計 24 か国 109 名  |